

防府市産婦健康診査実施要綱

令和元年7月18日制定

(目的)

第1条 この要綱は、出産後間もない産婦に対し、母体の身体機能の回復や精神状態を把握するための健康診査（以下「産婦健康診査」という。）を実施し、産後の健康管理の向上を図る事業を行うことにより、産婦の産後うつ及び新生児への虐待を予防することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、防府市とする。

(実施機関)

第3条 実施機関は、市長と委託契約を締結した医療機関又は助産所とする。

(産婦健康診査)

第4条 産婦健康診査は、次の各号のとおりとする。

(1) 対象者

産婦健康診査の実施日において防府市に住民登録を有し、産婦健康診査受診票を提示した産後90日以内の産婦。ただし、防府市長が特に事情があると認めるときは、この限りではない。

(2) 公費負担の回数

産婦健康診査の公費負担の回数は、1人につき2回とする。

(3) 産婦健康診査の時期

ア 産後2週間健診

産後7日から産後21日の間に受診することを勧奨するものとする。

イ 産後1か月健診

産後28日から産後45日の間に受診することを勧奨するものとし、産後2週間健診の実施から7日以降に実施するものとする。

(4) 産婦健康診査の内容

ア 健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）

イ 体重・血圧測定

ウ 尿検査（蛋白・糖）

エ 産婦の精神状態に応じて、ツールを用いた客観的アセスメント
(公費負担額)

第5条 公費負担額は、市長が別に定める額とする。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から適用する。